

学生モニター規約

自衛隊大阪地方協力本部では学生の皆様が安心・安全に活動に参加できるよう、運営の基本方針等を以下の規約に定めています。

学生モニターにご登録いただく際には、本規約の内容をご理解・ご同意の上お申し込みくださいますようお願いいたします。

<第1章 総則>

(名称)

第1条 本会員は、学生モニターと称する。

(目的)

第2条 中学生から大学生までを対象とし、自衛隊の活動等に協力して頂ける希望者を学生モニターとして指定し、各種イベントの参加を通じ、自衛隊への理解を深めてもらい、若者の視点で自衛隊の広報活動に対する意見を収集し、今後の施策に反映させる。なお、本会員を自衛隊に入隊させることを目的としない。

(活動内容)

第3条 前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1 広報資料・説明会資料等について、モニター同士の意見交換
- 2 情報発信 (YouTube、Twitter 等)
- 3 各種イベント等への参加

<第2章 会員>

(対象)

第4条 学生モニター入会の条件は以下のとおりとする。

- 1 中学生、高校生、大学生、専門学生のいずれかに該当するもの。
- 2 日本国籍を有するもの。

(入会)

第5条 第2条の目的に賛同した者をもって会員とする。但し、未成年者については、保護者の同意を必要とする。

(任期)

第6条 12カ月とする。但し、再任を妨げない。

(退会)

第7条 会員が退会の申し出をした場合、退会したものとする。

(除名)

第8条 会員が自衛隊の信頼を損ねる行為をした場合、除名するものとする。

(喪失)

第9条 会員は、次の各号のいずれかに該当する場合、その資格を喪失する。

- 1 退会した場合
- 2 除名された場合
- 3 学生でなくなった場合

<第3章 各種イベント>

(案内)

第10条 各種イベントの案内は、メールでの案内とする。

(申し込み)

第11条 会員は、イベントに参加する場合、所定の方法により申込を行う。

(申し込み期間)

第12条 各種イベントの申し込み期間はその都度定め、申し込み期間外の申し込みは、原則受付ないものとする。但し、定員に余裕がある場合はその限りではない。

(免責事項)

第13条 会員が各種イベント等に参加中、故意又は過失での事故やトラブルについては、自己責任とする。

(写真撮影)

第14条 自衛隊大阪地方協力本部は、イベント等の様子を撮影し、記録・公開をする。また、各種イベント等の当日に掲載の同意を会員に得るものとする。

<第4章 会議>

(会の開催)

第15条 自衛隊大阪地方協力本部は、必要の都度、会議等を実施し、常に密接な連携を保つよう努めることとする。

<第5章 経費>

(経費)

第16条 学生モニターが第3条に定める活動をするにあたり、必要な経費は原則自衛隊大阪地方協力本部が負担するものとする。

<第6章 規約の変更>

(変更)

第17条 本規約は、必要に応じて自衛隊大阪地方協力本部長の認可を受け、修正する。